

答弁書第一号

内閣参質第一号

昭和二十六年十月三十日

内閣総理大臣 吉 田 茂

参議院議長 佐 藤 尙 武 殿

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一 地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は別表の通りである。

補正予算については、地方建設局関係はな去年度予算は目下経済安定本部及び大蔵省で検討中である。

二 見返資金工事については、職員の定数については、特別の処置をとらず、従前の定員内において、配置転換等の処置により、且つ、定員内において処理することが困難な部分は請負に付し、支障なく工事を遂行した。

予備隊建設工事については、附帶事務費中の賃金給で一〇〇名の臨時職員を増員し、これを遂行しつつある。

三 目下大蔵省で検討中であり、後段の地方建設局が策定した定数とは、何を意味するか明瞭でないが、現状においては、五に述べる如き減員は已むを得ないと考える。

四 地方建設局においては、補助員という制度上の名称はなく、單に、二、三の地方建設局において、比較的長期に亘つて雇用せられる人夫等を便宜上又は、慣習上、補助員、人夫名儀者等と呼称しているに過ぎず、その総数を明確に把握することは困難である。又建設省としては、これらの者に対して、一般の人夫に対すると特に異つた取扱基準を定めてはいない。但し、十一月一日から常勤労務者制度を実施し、一般公務員に準ずる取扱をすることとした。

その数は地方建設局を通じて五八八四名である。

五 本省及び附属機関においては、事務の整理、能率の増進等により、七〇七名を整理することとした。

地方建設局事業費並びに一人当り消化額調

年度別	事業費	物価換算		摘	要
		事	業		
		業	費	一人当り消化額	
				(算した額)	
				(二六年度の物価に換)	
昭二三年度					
土	木	四、三三、四四、四八〇	八、五三、四八八、九六〇	九〇九、一八二	
營	繕				
昭二四年度					
土	木	六、七五、三三、三四五	八、八四、七九、九六二	一、一三五、九四三	
營	繕	一、六六、三九、〇九	二、一〇、三六〇、三九五	三、五七、〇二〇	専売公社、國家公務員宿舎等 他省よりの支出委任分を含む。
昭二五年度					
土	木	一、六三、八六、四〇〇	一、五〇、六三、七九七	一、八〇、五、二二	
營	繕	一、八八、五九七、〇五八	二、二八、三〇、三、七〇〇	二、七三、一七九	警察予備隊、専売公社、海上 保安庁、國家公務員宿舎等 他省よりの支出委任分を含む。
昭二六年度					
土	木	一、四四、三〇、八五、〇〇〇	一、四四、三〇、八五、〇〇〇	一、八五、一、六七五	

營

繕

五、〇〇六、三三〇、二七五

五、〇〇六、三三〇、二七五

五、九七四、〇三二

〔警察予備隊、専売公社、海上保安庁、国家公務員宿舎等他省よりの支出委任分を含む。〕

備考

物価換算は、23年 二、〇〇 24年 一、三一 25年 一、二一を乗じたものである。

營繕については、繰越分は次年度分に計上した。なお、26年度分も相当額27年度に繰越される見込である。